

道州制に向けた強い基礎自治体づくりについて

【考え方】

- 道州制のもとでは基礎自治体が行政の主役。
- その基礎自治体の制度設計は、国が全国一律に決めている。
- 一方で、北海道においては次のような状況がある。
 - ・ 広域分散型の地域特性に対応した基礎自治体の制度設計が必要
 - ・ 全国よりも早く進む人口減少と高齢化への対応が急務
 - ・ 道から市町村への権限移譲の推進により、権限において特例市に迫る市や、市に迫る町も出現
- 平成20年5月に総務省から公表された「定住自立圏構想」によれば、中心市とその周辺市町村との協力体制構築が打ち出されているが、上記のような北海道の特性を踏まえて圏域形成や中心市の機能強化を図っていく必要がある。
- さらに、道州制を展望するなら、基礎自治体の制度を北海道が自ら構築できるような制度設計の権限そのものを移譲するよう取り組んでいく必要がある。



【方 策】

指定都市等の要件設定権限の移譲

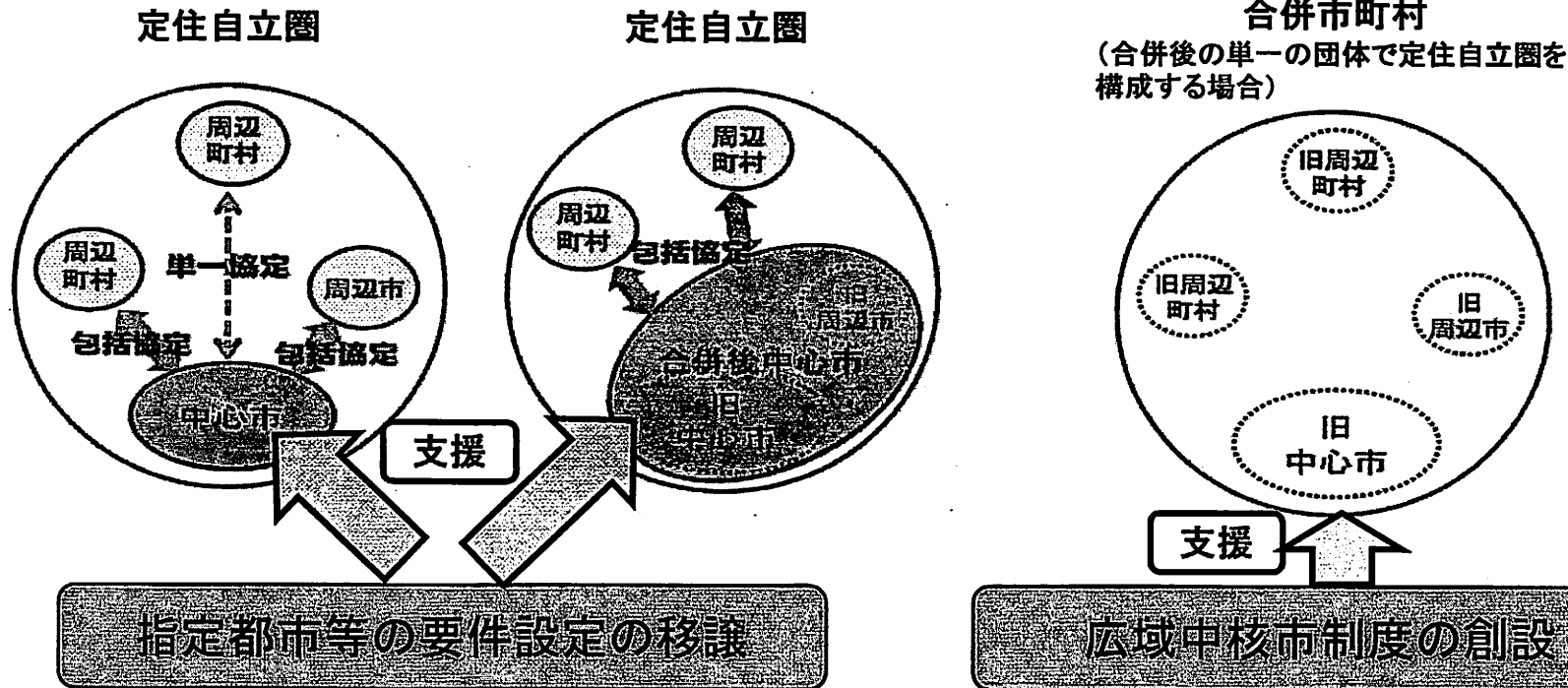
指定都市等の要件設定権限を北海道に移譲し、北海道は、地域の実情や道からの権限移譲の状況等を踏まえ、市町村と協議しながら制度設計し、条例で指定要件を設定

将来の基礎自治体の新モデルをつくる広域中核市制度の創設

二次医療圏単位に合併して誕生した市に政令指定都市の規定を準用し、権限と財源を大幅に移譲する広域中核市制度を地方自治法に創設
 広域中核市は市の条例により区を設置でき、その制度設計は当該市が行う

定住自立圏構想との関係

定住自立圏構想：住民が必要とするサービスが提供可能な圏域を単位
 基礎自治体の強化により実現→これを「指定都市等の指定範囲の拡大」と
 「広域中核市の創設による大幅な権限の移譲に」により支援



定住自立圏構想は、住民サービスに着目した新しい地域のありかたであり、その実現には、中心市となる市の強化が不可欠。

また、広域中核市はそうした定住自立圏を構成する市町村が合併した場合には、さらに強力な権限を付与する仕組み。

北海道がこうした各種都市の要件設定権限を持つことにより、将来の道州制の実現に大きく寄与するものと考えられる。

指定都市等の要件設定権限の移譲<新旧対照表>

区 分	現 行	権 限 移 譲 後																										
イメージ図	<p>【指定都市等の指定の要件】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">指定都市</td> <td style="width: 65%;">人口 50 万人以上の市 (政令で指定)</td> <td rowspan="4" style="width: 15%; vertical-align: middle;">要件は 政令で定める</td> </tr> <tr> <td>中核市</td> <td>人口 30 万人以上の市 (政令で指定)</td> </tr> <tr> <td>特例市</td> <td>人口 20 万人以上の市 (政令で指定)</td> </tr> <tr> <td>一般市</td> <td>人口 5 万人以上</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">— 道議会の議決を経て知事が定める。</p> <p>【財政制度】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">指定都市</td> <td style="width: 85%;">地方道路譲与税の増額 宝くじの発売</td> </tr> <tr> <td>指定都市 中核市 特例市</td> <td>地方交付税の算定上所要の措置(基準財政需要額の算定における補正)</td> </tr> </table>	指定都市	人口 50 万人以上の市 (政令で指定)	要件は 政令で定める	中核市	人口 30 万人以上の市 (政令で指定)	特例市	人口 20 万人以上の市 (政令で指定)	一般市	人口 5 万人以上	指定都市	地方道路譲与税の増額 宝くじの発売	指定都市 中核市 特例市	地方交付税の算定上所要の措置(基準財政需要額の算定における補正)	<p>【指定都市等の指定の要件】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">指定都市</td> <td style="width: 65%;">北海道内においては条例に掲げる要件による</td> <td rowspan="4" style="width: 15%; vertical-align: middle;">要件は 道条例で 定める</td> </tr> <tr> <td>中核市</td> <td>北海道内においては条例に掲げる要件による</td> </tr> <tr> <td>特例市</td> <td>北海道内においては条例に掲げる要件による</td> </tr> <tr> <td>一般市</td> <td>北海道内においては条例に掲げる要件による</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>指定都市等の要件設定権限の移譲を受け、地域の実情や道からの権限移譲の状況等を踏まえ、市町村と協議しながら制度設計を行い、圏域の核となる基礎自治体を道内各地に育てる。</p> <p>【財政制度】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">指定都市</td> <td style="width: 85%;">地方道路譲与税の増額 宝くじの発売</td> </tr> <tr> <td>指定都市 中核市 特例市</td> <td>地方交付税の算定上所要の措置(基準財政需要額の算定における補正)</td> </tr> </table>	指定都市	北海道内においては条例に掲げる要件による	要件は 道条例で 定める	中核市	北海道内においては条例に掲げる要件による	特例市	北海道内においては条例に掲げる要件による	一般市	北海道内においては条例に掲げる要件による	指定都市	地方道路譲与税の増額 宝くじの発売	指定都市 中核市 特例市	地方交付税の算定上所要の措置(基準財政需要額の算定における補正)
指定都市	人口 50 万人以上の市 (政令で指定)	要件は 政令で定める																										
中核市	人口 30 万人以上の市 (政令で指定)																											
特例市	人口 20 万人以上の市 (政令で指定)																											
一般市	人口 5 万人以上																											
指定都市	地方道路譲与税の増額 宝くじの発売																											
指定都市 中核市 特例市	地方交付税の算定上所要の措置(基準財政需要額の算定における補正)																											
指定都市	北海道内においては条例に掲げる要件による	要件は 道条例で 定める																										
中核市	北海道内においては条例に掲げる要件による																											
特例市	北海道内においては条例に掲げる要件による																											
一般市	北海道内においては条例に掲げる要件による																											
指定都市	地方道路譲与税の増額 宝くじの発売																											
指定都市 中核市 特例市	地方交付税の算定上所要の措置(基準財政需要額の算定における補正)																											
法令制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定都市 ~ 地方自治法 § 252-19 ○ 中核市 ~ 同 § 252-22 ○ 特例市 ~ 同 § 252-26-3 ○ 一般市 ~ 同 § 8 	<p>【特区提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法を改正し、指定都市等の要件設定権限を道に移譲し、その細則は道の条例で規定する。 ※指定手続きのイメージ 道内の市から指定を求める申出(市議会の議決が必要)を道が受け、道議会の議決を経て道が指定を決定。道はその旨を国に報告し、国において指定された旨の告示を行う。 ○ 法 § 252-19、§ 252-22 及び § 252-26-3 に、「北海道内においては条例に掲げる要件による」旨の条文をそれぞれ追加するとともに、§ 8 に「北海道内においては条例に掲げる要件」という条文を追加する。 																										

指定都市・中核市・特例市の概要

区 分	指定都市 (17市)	中核市 (39市)	特例市 (43市)
要 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口50万人以上で政令で指定する市（人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市を指定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口30万人以上で政令で指定する市 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口20万人以上で政令で指定する市
事務配分の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙のとおり 		
関 与 の 特 例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の承認、許可、認可等の関与を要している事務について、その関与をなくし、又は知事の関与に代えて直接各大臣の関与を要することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉に関する事務に限って指定都市と同様に関与の特例が設けられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし
行政組織 上の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区の設置 ・ 区選挙管理委員会の設置 ・ 区地域協議会の設置 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし 	
財 政 上 の 特 例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方道路譲与税の増額 ・ 地方交付税の算定上所要の措置（基準財政需要額の算定における補正） ・ 宝くじの発売 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方交付税の算定上所要の措置（基準財政需要額の算定における補正） 	
決 定 の 手 続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政令で指定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市からの申出に基づき、政令で指定 ・ 市は申出に当たっては市議会の議決及び都道府県の同意が必要 ・ 都道府県が同意する場合には議会の議決が必要 	
道 内 の 指定状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌市 (S47. 4. 1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旭川市 (H12. 4. 1) ・ 函館市 (H17. 10. 1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし

基礎自治体の担う主な事務

都道府県

指定都市

- ・児童相談所の設置
- ・市街地開発事業に関する都市計画決定
- ・市内の指定区間外の国道や県道の管理
- ・県費負担教職員の任免、給与の決定

等

中核市

- ・特別養護老人ホームの設置認可・監督
- ・身体障害者手帳の交付
- ・保健所設置市が行う事務
〔地域住民の健康保持・増進のための事業〕
〔飲食店営業等の許可、温泉の利用許可〕
- ・屋外広告物の条例による設置制限
- ・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設設置の許可

等

特例市

- ・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可
- ・市街地開発事業の区域内における建築の許可
- ・騒音を規制する地域の指定、規制基準の設定

等

- ・指定区間の1級河川、2級河川の管理
- ・小中学校に係る学級編成、教職員定数の決定
- ・私立学校、市町村立学校の設置許可
- ・高等学校の設置・管理
- ・警察(犯罪捜査、運転免許等)
- ・都市計画区域の指定
- ・市街化区域、市街化調整区域の区域区分(線引き)

等

市町村

- ・生活保護(市及び福祉事務所設置町村が処理)
- ・特別養護老人ホームの設置・運営
- ・介護保険事業
- ・国民健康保険事業

- ・都市計画決定
- ・市町村道、橋梁の建設・管理
- ・上下水道の整備・管理運営

- ・小中学校の設置・管理
- ・一般廃棄物の収集や処理
- ・消防・救急活動
- ・住民票や戸籍の事務

等

■地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

○ 指定都市関係条文

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- 一 児童福祉に関する事務
 - 二 民生委員に関する事務
 - 三 身体障害者の福祉に関する事務
 - 四 生活保護に関する事務
 - 五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務
 - 五の二 社会福祉事業に関する事務
 - 五の三 知的障害者の福祉に関する事務
 - 六 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務
 - 六の二 老人福祉に関する事務
 - 七 母子保健に関する事務
 - 八 障害者の自立支援に関する事務
 - 九 食品衛生に関する事務
 - 十 墓地、埋葬等の規制に関する事務
 - 十一 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務
 - 十一の二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務
 - 十二 結核の予防に関する事務
 - 十三 都市計画に関する事務
 - 十四 土地区画整理事業に関する事務
 - 十五 屋外広告物の規制に関する事務
- 2 指定都市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可、承認その他これらに類する処分を要し、又はその事務の処理について都道府県知事若しくは都道府県の委員会の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの許可、認可等の処分を要せず、若しくはこれらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可等の処分若しくは指示その他の命令に代えて、各大臣の許可、認可等の処分を要するものとし、若しくは各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

（区の設置）

第二百五十二条の二十 指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。

- 2 区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。
- 3 区の事務所又はその出張所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて充てる。
- 4 区に選挙管理委員会を置く。
- 5 第四条第二項の規定は第二項の区の事務所又はその出張所の位置及び所管区域に、第一百七十五条第二項の規定は第三項の機関の長に、第二編第七章第三節中市の選挙管理委員会に関する規定は前項の選挙管理委員会について、これを準用する。
- 6 指定都市は、必要と認めるときは、条例で、区ごとに区地域協議会を置くことができる。この場合において、その区域内に地域自治区が設けられる区には、区地域協議会を設けないことができる。
- 7 第二百二条の五第二項から第五項まで及び第二百二条の六から第二百二条の九までの規定は、区地域協議会に準用する。
- 8 指定都市は、地域自治区を設けるときは、その区域は、区の区域を分けて定めなければならない。
- 9 第六項の規定に基づき、区に区地域協議会を置く指定都市は、第二百二条の四第一項の規定にかかわらず、その一部の区の区域に地域自治区を設けることができる。
- 10 前各項に定めるもののほか、指定都市の区に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

(政令への委任)

第二百五十二条の二十一 法律又はこれに基づく政令に定めるもののほか、第二百五十二条の十九第一項の規定による指定都市の指定があつた場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

○ 中核市関係条文

(中核市の権能)

第二百五十二条の二十二 政令で指定する人口三十万以上の市(以下「中核市」という。)は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- 2 中核市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事の指示その他の命令に代えて、各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

(中核市の指定に係る手続)

第二百五十二条の二十四 総務大臣は、第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に係る政令の立案をしようとするときは、関係市からの申出に基づき、これを行うものとする。

- 2 前項の規定による申出をしようとするときは、関係市は、あらかじめ、当該市の議会の議決を経て、都道府県の同意を得なければならない。
- 3 前項の同意については、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

○ 特例市関係条文

(特例市の権能)

第二百五十二条の二十六の三 政令で指定する人口二十万以上の市(以下「特例市」という。)は、第二百五十二条の二十二第一項の規定により中核市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが特例市が処理することに比して効率的な事務その他の特例市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- 2 特例市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事の指示その他の命令に代えて、各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

(特例市の指定に係る手続)

第二百五十二条の二十六の四 第二百五十二条の二十四の規定は、前条第一項の規定による特例市の指定に係る政令の立案について準用する。

○ 一般市関係条文

第七条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 都道府県の境界にわたる市町村の設置を伴う市町村の廃置分合又は市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣がこれを定める。

4 前項の規定により都道府県の境界にわたる市町村の設置の処分を行う場合においては、当該市町村の属すべき都道府県について、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣が当該処分と併せてこれを定める。

5 第一項及び第三項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

6 第一項及び前三項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項若しくは第四項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

8 第一項、第三項又は第四項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

第八条 市となるべき普通地方公共団体は、左に掲げる要件を具備していなければならない。

一 人口五万以上を有すること。

二 当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内に在る戸数が、全戸数の六割以上であること。

三 商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の六割以上であること。

四 前各号に定めるものの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具備していること。

2 町となるべき普通地方公共団体は、当該都道府県の条例で定める町としての要件を具備していなければならない。

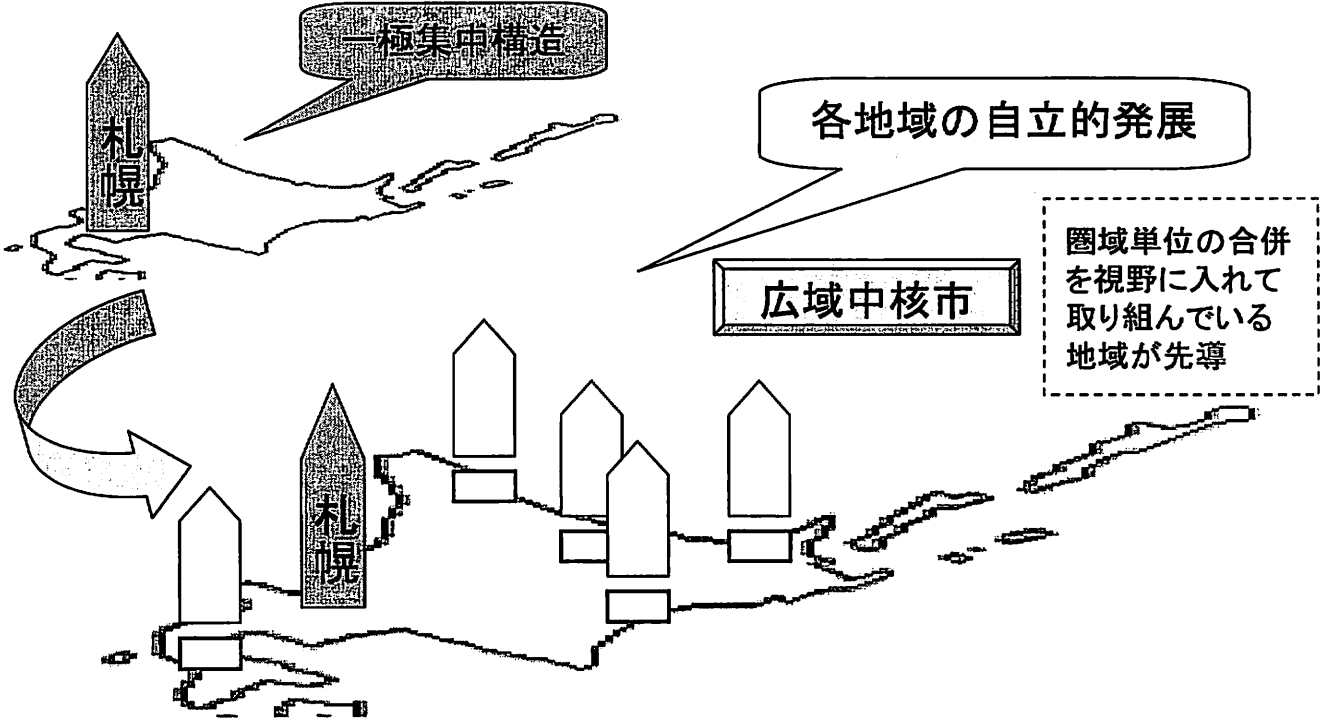
3 町村を市とし又は市を町村とする処分は第七条第一項、第二項及び第六項から第八項までの例により、村を町とし又は町を村とする処分は同条第一項及び第六項から第八項までの例により、これを行うものとする。

将来の基礎自治体の新モデルをつくる広域中核市制度の創設<新旧対照表>

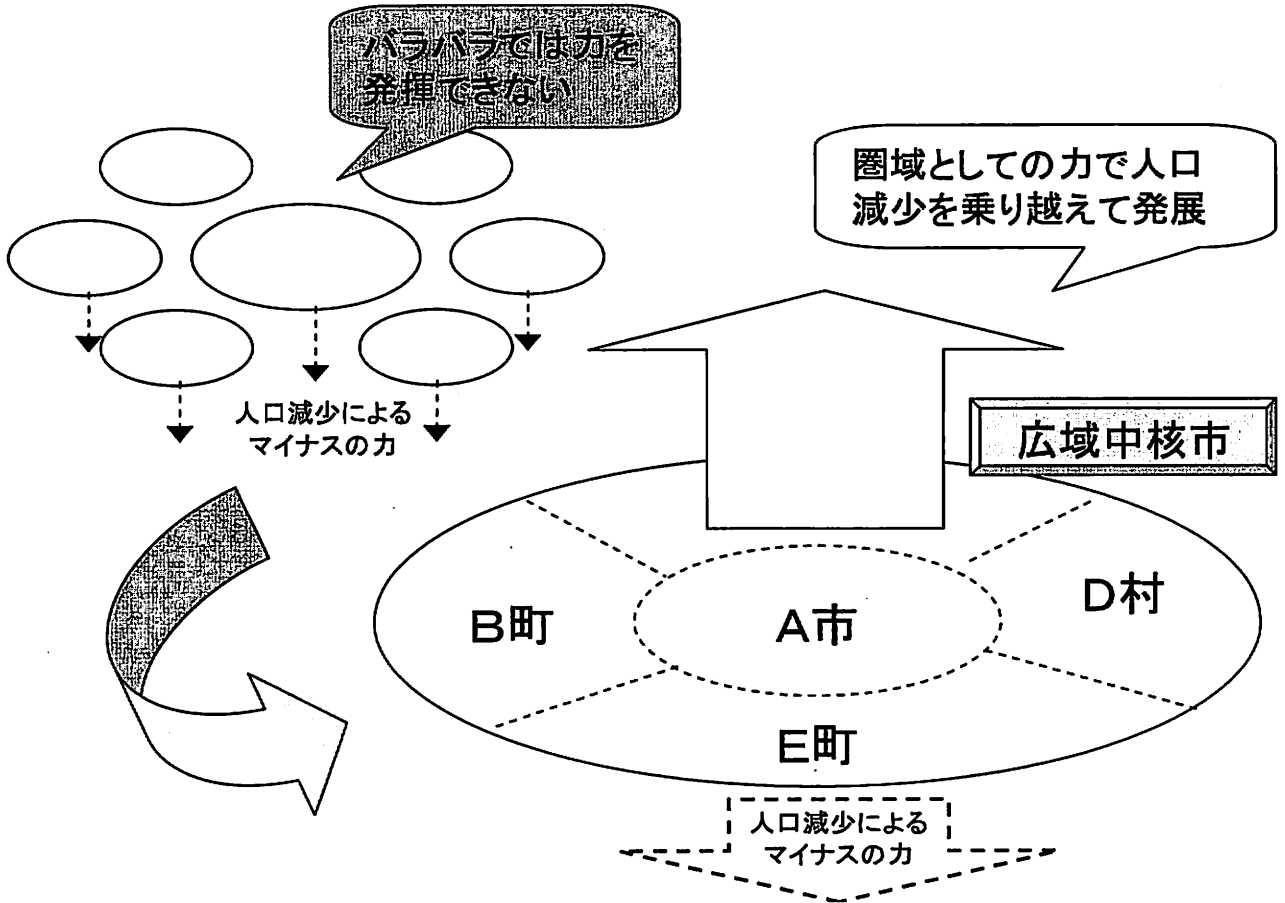
区 分	現 行	権 限 移 譲 後																																
イメージ図	<p>【広域中核市制度の創設】</p> <p>○ 地方自治法における指定都市等の指定の要件等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 25%;">指定都市</th> <th style="width: 25%;">中核市</th> <th style="width: 20%;">特例市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要件</td> <td>人口 50 万 人以上で政 令で指定</td> <td>人口 30 万 人以上で政 令で指定</td> <td>人口 20 万 人以上で政 令で指定</td> </tr> <tr> <td>行政組 織</td> <td>区の設置</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">なし</td> </tr> <tr> <td>財政上 の特例</td> <td>・道路譲与 税の増額 ・交付税の 算定上所要 の措置 ・宝くじの 発売 等</td> <td colspan="2">・交付税の算定上所要の 措置</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">人口集積における行財政能力の向上や行政ニーズの多様化、高度化に着目した制度</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">全国を上回る速さで少子・高齢化等が進む広域分散型の本道においては、進展する地方分権に対応した自治体の基盤強化・充実に向け、本道の実情にあった多様な基礎自治体のあり方が求められている。</p> </div>	区分	指定都市	中核市	特例市	要件	人口 50 万 人以上で政 令で指定	人口 30 万 人以上で政 令で指定	人口 20 万 人以上で政 令で指定	行政組 織	区の設置	なし		財政上 の特例	・道路譲与 税の増額 ・交付税の 算定上所要 の措置 ・宝くじの 発売 等	・交付税の算定上所要の 措置		<p>【広域中核市制度の創設】</p> <p>○ 地方自治法における指定都市等の指定の要件等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 25%;">指定都市</th> <th style="width: 25%;">中核市</th> <th style="width: 20%;">特例市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要件</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(要件設定権限の移譲)</td> </tr> <tr> <td>行政組 織</td> <td>区の設置</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">なし</td> </tr> <tr> <td>財政上 の特例</td> <td>・道路譲与 税の増額 ・交付税の 算定上所要 の措置 ・宝くじの 発売 等</td> <td colspan="2">・交付税の算定上所要の 措置</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 人口要件にとらわれない、圏域に着目した基礎自治体の創設。指定都市並みの位置づけを与え、道の権限を財源や組織とセットで移譲する。</p> <p>○ 指定都市等の要件設定権限の移譲とあいまって、地方分権時代における自治のあり方を北海道の実情にあった形で北海道側が決めることができるよう、自由度を拡大していくもの。</p> </div>	区分	指定都市	中核市	特例市	要件	(要件設定権限の移譲)			行政組 織	区の設置	なし		財政上 の特例	・道路譲与 税の増額 ・交付税の 算定上所要 の措置 ・宝くじの 発売 等	・交付税の算定上所要の 措置	
区分	指定都市	中核市	特例市																															
要件	人口 50 万 人以上で政 令で指定	人口 30 万 人以上で政 令で指定	人口 20 万 人以上で政 令で指定																															
行政組 織	区の設置	なし																																
財政上 の特例	・道路譲与 税の増額 ・交付税の 算定上所要 の措置 ・宝くじの 発売 等	・交付税の算定上所要の 措置																																
区分	指定都市	中核市	特例市																															
要件	(要件設定権限の移譲)																																	
行政組 織	区の設置	なし																																
財政上 の特例	・道路譲与 税の増額 ・交付税の 算定上所要 の措置 ・宝くじの 発売 等	・交付税の算定上所要の 措置																																
法令制度	<p>○ 地方自治法においては、指定都市（§ 252-19）、中核市（§ 252-22）、特例市（§ 252-26-3）及び市（§ 8）の規定しかない。</p>	<p>【特区提案】</p> <p>○ 地方自治法に新たな条項（§ 252-21-2）を設け、広域中核市を規定する。</p> <p>○ 広域中核市には、指定都市の規定（§ 252-19、§ 252-20）を準用し、権限を法定移譲し、財源は交付税措置するほか、区を設置できる。</p> <p>○ 広域中核市の基本的要件は、当該市の区域が医療法 § 30-4 ②に規定する区域（第 2 次医療圏）とする。要件の細目は北海道の条例で規定する（指定手続きのイメージは、「指定都市等の要件設定権限の移譲」と同様）。</p>																																

広域中核市のイメージ(1)

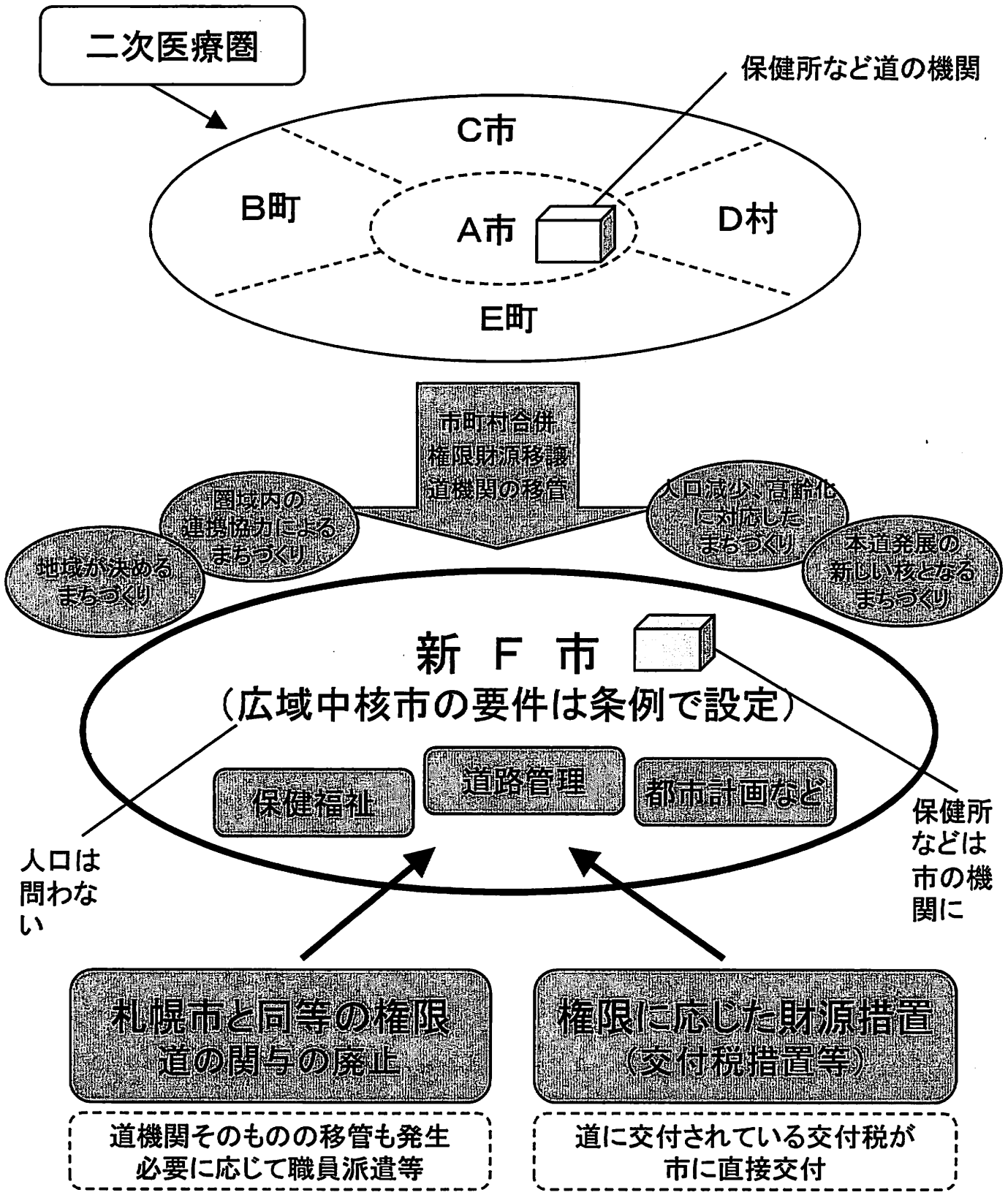
全道的視野



圏域的視野



広域中核市のイメージ(2)



広域中核市における区の設置

【ポイント】

- 広域中核市には、その市の条例により区を置くことができる。
(現行の指定都市は、区は必置であり、置く置かないを決める自由はない)
- 区の制度設計は、その市が条例で定める。
(現行の指定都市には、このような制度設計の権限はない)

※指定都市に区を必置とした立法趣旨

- ・大都市においては事務量が膨大
- ・市民と市政との距離を短くする
- ・実情にあった効果的な行政執行

【区を置くとした場合の制度設計の幅】

- 「市役所の出先機関としての区」もありうるし、「区長公選」や「区議会を置く」こともありうる。
 - 「市の全域を区分して区を置く」こともありうるし、「市の一部の区域にのみ区を置く」こともありうる。
- ※ 住民参加のしやすさや、地域事情の反映、効率的な行政執行などを考慮して、その市に合った区のかたちを決める。

【意義】

- 広域中核市は、市のなかの自治のかたちをその市が自ら決めることができる。これは指定都市にもない自己決定権。
- これにより、自治意識の高揚や、住民参加の促進、地域事情に即した行政展開が図られる。
- また、自治に関する制度設計の権限を国から地方に移すモデルケースの一つとなる。

広域中核市への移行による市役所の機能強化

1 圏域を広く見渡した政策展開

核となる都市部と周辺の「まち」や「むら」がネットワークを組んで共に支え合うための政策を広域中核市が自ら考え、これに沿って、公立病院の再編や商業施設の立地、一次産業の振興、道路網の管理などを行うようになる。

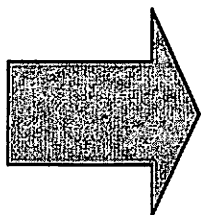
2 高い専門性を発揮した組織運営

保健所をはじめ支庁の機能の多くを広域中核市が吸収することにより、保健・医療・福祉や都市計画などの分野で高い専門性が発揮できるようになる。そうした環境の中で、職員の能力も伸びていく。

3 道の関与を受けない自立的な自治体経営

権限移譲や関与廃止により、道に判断を求めることなく、広域中核市自らの責任と判断で行政を行っていく。

さらには、中央省庁と直接折衝する機会が増すことにより、国家的、国際的な知見も得ながら自治体経営を行うことができるようになる。



市役所の機能が強化されることは、行政サービスの向上となって住民にメリットをもたらします。

その一方、自己決定・自己責任の度合いが高まることで、市政への積極的な関心と参加が住民に求められることとなります。

Q & A

【Q1】 広域中核市には自治のかたちという点でどのような意義があるのでしょうか？

A 世界中を見渡すと自治のかたちには色々なバリエーションがありますが、日本では選択肢は限られており、新しい発想で自治の姿を描こうとしても、現行制度ではできないというところで思考が止まる傾向がありました。

しかし、少なくとも北海道に関しては、従来の発想ではうまくいかないところが出てきており、これを打ち破るには、もっと自由な自治の構想ができるということを示すことが重要です。

たとえば、広域中核市の区の制度設計をその市が行うことで、行政区というだけでなく区長公選制やマネージャー制を導入するなど考えられます。また、市と区の役割分担をはっきりさせ、例えば幼稚園や保育所については区が全権を持つて行うことなども考えられます。

こうしたことを、がちがちの日本の制度の中で考えるのではなく、自由な発想で考えることができるという点に、この新制度を創設する一つの大きな意義があります。

【Q2】 広域中核市制度はどのような経緯で構想されたのでしょうか？

A 平成16年に富良野市から道に「広域都市構想」が提案され、その後も、いくつかの地域で、支庁あるいは圏域単位の大規模な合併が模索されてきました。また、それ以前からも、今後の基礎自治体の体制づくりには二次医療圏を重視すべきとする意見や、現在の市町村を区として活用しながら圏域や支庁単位の大規模な合併を検討すべきとする意見が道内にありました。

こうした動きやご意見を具体化する制度として、道において検討案を作成し、道州制特区提案検討委員会で審議を重ね、案をまとめたものです。

【Q3】 広域中核市になることによって住民生活の面では何が変わるのでしょうか？

A 日本全体でこれからも人口減少と高齢化が長期的に進むため、現在の市町村の体制では、保健・医療・福祉などの行政サービスを提供する上でどうしても力が不足する面が出てきます。広域中核市制度は、こうした状況を乗り越えて、地域の安全・安心を確保するために、強い基礎自治体を生み出そうとするものです。

また、圏域全体が一つの市になりますので、一次産業と消費地の連携、観光施設のネットワーク化など広域的な産業政策が展開しやすくなります。

これまでは、保健・医療・福祉や広域的な産業振興などは支庁が市町村と連携しつつ行ってきましたが、これを広域中核市が一元的に担うことにより、住民の意思が直接反映されるとともに、意思決定が迅速になります。

決める権限を持っているところには情報が集まり、人材も育ち、外から人や企業を呼び込む吸引力が生まれます。まちの発展のチャンスとなります。

一方で、圏域単位の大規模な市町村合併を伴いますので、市役所が住民から遠い存在とならないよう、区の制度の活用によるきめ細かな行政や、住民自治の活性化に努めていくことが大切になります。

【Q 4】 二次医療圏のなかには、人口が10万人に満たない圏域もありますが、このような規模で政令指定都市と同じ権限を持つことは可能なのでしょうか？

A 政令指定都市と同等とすることにより法定移譲される権限の多くは、現在、支庁（保健所、土木現業所を含む）で処理されており、その分の財源（主に地方交付税）は、道に入っています。

広域中核市になると、支庁機能の大半（保健所は全部、土木現業所は道道の整備・維持管理分等）は、財源とセットで広域中核市に移ることになります。

その際は、職員についても、広域中核市が希望すれば、移籍または派遣による対応を行います。

こうしたことから、これまで通りの業務執行は十分可能と考えますし、市長が指揮命令権を持ち、職員も市職員となり、予算等は市議会で審議されますので、従来の支庁よりも地域への密着度がさらに高まるものと期待されます。

【Q 5】 政令指定都市と同じ権限が処理できるだけの交付税措置をするといっても、交付税総額が抑制されているなかで、必要な財源は確保されるのでしょうか？

A 交付税総額の確保は、地方六団体とも連携して強く国に主張していかなければならないことは申すまでもありません。

ただ、広域中核市の制度においては、法定移譲される権限に係る地方交付税（たとえば保健所を維持運営するための経費に見合う分）は、現段階では道に交付されていますが、それが法定移譲後は広域中核市に交付されることになり、基本的には交付先が道から広域中核市に替わるものであることから、国の交付税特別会計の負担増になるのではなく、全体として財源の確保は図られるものと考えます。

【Q 6】 政令指定都市と同じ権限が処理できるだけの人材は、どのように確保・育成するのでしょうか？

A 広域中核市になり、保健所などの機関が道から広域中核市に移る場合、当面の対応としては、専門的な能力を持った人材を道から移籍または派遣することが考えられます。長期的には、広域中核市として職員を新規採用して育成することが基本ですが、その場合であっても、道や他市町村との交流人事によって、専門家を育てていく方策が考えられます。

【Q7】 広域中核市と中央省庁との関係はどのようになるのでしょうか？

A 広域中核市になると、政令指定都市と同様に、地方債の起債は総務省と直接協議することになります。また、福祉分野の一部においては、国から直接補助金を受領することになります。

このように、広域中核市には、道を経由することなく中央省庁と直接折衝する機会が増えますが、それによって、中央省庁の持つ国家的、国際的なノウハウを吸収し、自治体経営に生かしていくことが期待されます。

一方、広域中核市と道との関係についても、道州制に近づくほど、国から道に大幅な権限移譲が行われ、国の役割を引き継いだ道州と広域中核市の新しい関係が始まることになると考えられます。

【Q8】 広域中核市は、道州制や市町村合併、市町村への権限移譲、支庁制度改革、さらには自治の将来像とどう関係するのでしょうか？

A 道は、平成18年に策定した北海道市町村合併推進構想の中で、道州制を見据えた将来の基礎自治体の区域のイメージとして二次医療圏を打ち出していますが、広域中核市制度は、こうした将来像のモデルとなる自治体の形成を後押しするものです。

また、広域中核市になることで、政令指定都市並の大幅な権限移譲が行われ、それに伴って、支庁機能の大半が広域中核市に移ることになりますので、広域中核市制度は、道州制、市町村合併、市町村への権限移譲、支庁制度改革の全てを総合した提案となります。

【Q9】 広域中核市と現在進められている市町村合併との関連はどうなるのでしょうか？

A 広域中核市制度は、道州制を見据えた基礎自治体のモデルとなるものであり、現行の合併特例法の期限内（平成22年3月末）の合併を必ずしも対象としているものではありませんが、将来的には広域中核市につながることを見据えた上で、現行の合併特例法に基づき合併を進めることも有益と考えます。

【Q10】 将来、全ての基礎自治体を広域中核市にするという構想なのでしょうか？

A 広域中核市は、これからも全国的に続く人口減少と高齢化を乗り越え、地域の自立的な発展を目指す強力な基礎自治体を形成する上で有効な制度になると考えますが、区の制度設計は当該市が行うという発想にも現れているように、基礎自治体の自治のかたちは、基礎自治体自身が決めるべきものであるとの考えに立っています。

そうした意味で、広域中核市になるかどうかは、圏域内の市町村の発意によるべきものであり、提案検討委員会としても、市町村の選択肢が増えるのは望ましいという観点からこの提案を答申することとしたものです。

【Q11】 人口規模が小さな自治体の自治は、今後は困難になるのでしょうか？

A 広域中核市制度は、二次医療圏単位に合併して誕生した市に対して、道の権限を大幅に法定移譲するのとセットで大幅な財源を交付税措置するものであり、このことは、人口規模が小さくとも、圏域をカバーしていれば、自治体として高い専門性を持った行政サービスが行えるよう財政基盤を保障することを意味します。

また、広域中核市は自らの判断で制度設計を行って区を置くことができるので、合併前の市町村をもとに広域中核市の区を置いて地域に密着した自治を行うことも可能な制度になっています。

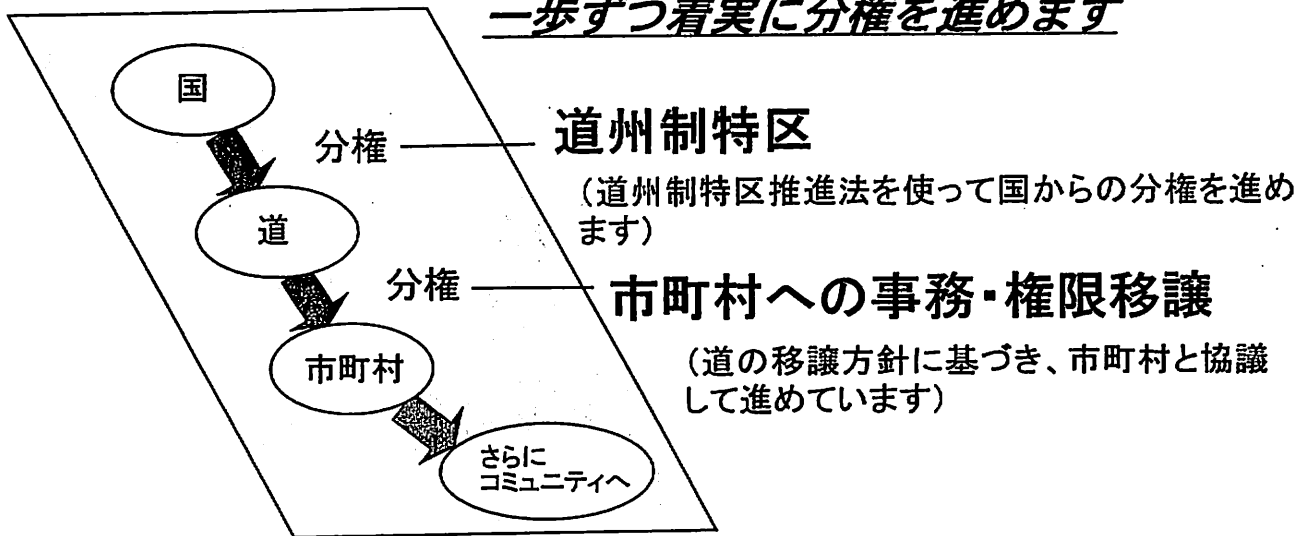
こうした広域中核市という枠組みを選択する以外の方法としては、次項にあるような広域連合の活用により、人口規模が小さな自治体においても行政サービスを維持していく方法が考えられるところです。

【Q12】 広域連合の活用は考えられないでしょうか？

A 広域中核市制度は、二次医療圏単位の大きな合併を前提としていますが、こうした大合併を視野には入れているものの、一気に合併に踏み込む状況にはまだ達していないような地域にあっては、二次医療圏単位の広域連合により、事務の共同化や道からの権限移譲を順次進め、合併の条件整備を図っていく方法もあると考えます。

道州制に向けた北海道の取組

一歩ずつ着実に分権を進めます



これからの行政の主役は市町村です

市町村への事務・権限移譲


法律上、道にある約4,000項目の権限のうち、約2,000項目を市町村への移譲対象としてリストアップし、市町村からの要望に応じて移譲を進めています。

事務処理に必要なお金は、交付金で措置します。

市町村から求めがある場合は、道職員を市町村に派遣します。

平成19年度は180市町村に491項目、20年度は128市町村に327項目の権限を移譲しました。

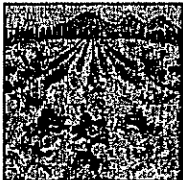
移譲している権限の例



例1 パスポートの申請や受け取りが、市町村の窓口でできるようになります。

移譲済 25市町村


住民の
利便性の
向上



例2 農地の権利移動の許可を、市町村ができるようになります。

移譲済 133市町村

事務処理
の迅速化

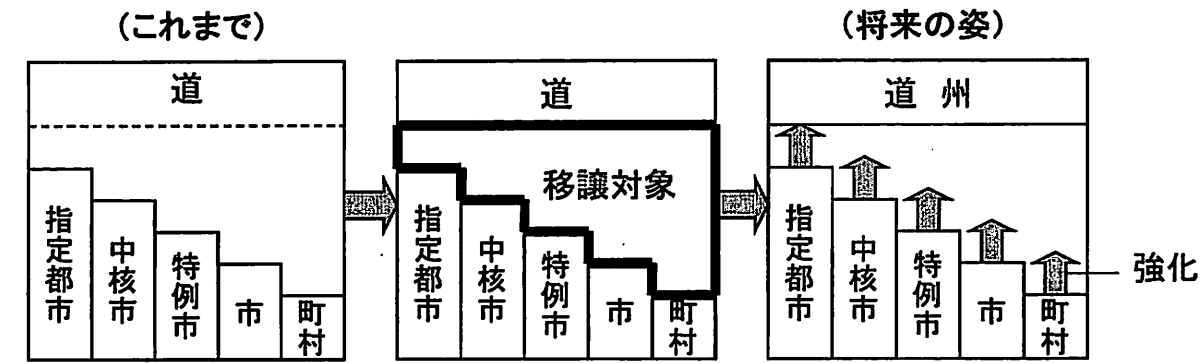


例3 都市計画法に基づく開発行為の許可を、市町村ができるようになります。

移譲済 28市町

自らの判断による
総合的な
まちづくり

**権限・財源の移譲が進むのと連動して
市町村の体制整備も進んでいきます**



2000項目の権限と
いうのは、政令指定
都市をも上回る数だ

合併、広域連携など地域に
合った多様な形で基礎自治
体の体制づくりを考えよう

市町村への権限移譲と広域中核市制度との関係

【権限移譲の意義】

- 住民に身近なところで手続きができる。
- 市町村だけで判断できるため事務処理が迅速化できる。
- 市町村が関連する権限を一括して総合的に判断できる。

地域のことは地域で決める

	自治法252条の17の2に基づく特例条例による権限移譲	広域中核市の指定による権限移譲等
移譲の進め方	道と市町村が個別の権限ごとに協議し、漸進的に移譲を進める。 移譲の進展に伴い、合併など市町村の体制整備の進展も期待。	二次医療圏単位の合併による強力な基礎自治体の創出とセットで、道の権限を組織も含めて大胆に移譲する。
財源措置	法令上は道の権限であるため、道に対して交付税で交付された上で、道から市町村に権限移譲交付金として交付する。 税源移譲はない。	法令上も広域中核市固有の権限となり、道ではなく広域中核市に対して直接に交付税を交付する。 また、税源移譲もある。(地方道路譲与税の増額)
組織の移管	移譲対象は幅広く設定しており、非常に多くの移譲を受ける場合は、組織の移管にまで至ることになるが、漸進的に進めるなかでは、そこまで踏み込んだ要望がなされる例は未だない。	保健所の業務の全部、土木現業所の業務の一部など支庁の業務の多くが一度に移譲されることにより、組織そのものの移管が生じる。
道の関与の廃止	自治法252条の17の2は、道の関与の廃止には使えない。	指定都市の規定の準用により、地方債の起債は国と直接協議する。また、福祉分野の一部において、検査等の道の関与は廃止され、補助金についても道を経由せず直接国から受領することとなる。
区の制度設計	道の権限ではないため、自治法252条の17の2では移譲できない。	他の市町村にない、広域中核市独自の権限として創設する。

市町村別 移譲権限数の累計(平成20年度移譲分まで)

市町村名	累計実績			市町村名	累計実績			市町村名	累計実績				
	特例 条例	法定 移譲	合計		特例 条例	法定 移譲	合計		特例 条例	法定 移譲	合計		
石狩支庁	札幌市	504	1,162	1,666	旭川市	396	1,031	1,427	日高支庁	日高町	187	0	187
	江別市	282	64	346	士別市	232	61	293		平取町	161	0	161
	千歳市	298	61	359	名寄市	263	61	324		新冠町	180	0	180
	恵庭市	235	61	296	富良野市	262	61	323		浦河町	201	0	201
	北広島市	357	61	418	鷹栖町	190	0	190		様似町	178	0	178
	石狩市	317	61	378	東神楽町	187	0	187		えりも町	193	0	193
	当別町	221	31	252	当麻町	163	0	163		新ひだか町	422	0	422
	新篠津村	163	0	163	比布町	165	0	165					
					愛別町	177	0	177		帯広市	300	89	389
					上川町	176	0	176		音更町	271	31	302
渡島支庁	函館市	343	1,031	1,374	東川町	169	0	169	士幌町	191	0	191	
	北斗市	524	61	585	美瑛町	248	0	248	上士幌町	176	0	176	
	松前町	243	0	243	上富良野町	232	31	263	鹿追町	191	0	191	
	福島町	205	0	205	中富良野町	187	0	187	新得町	210	0	210	
	知内町	203	0	203	南富良野町	229	0	229	清水町	231	0	231	
	木古内町	205	0	205	占冠村	182	0	182	芽室町	284	31	315	
	七飯町	260	31	291	和寒町	192	0	192	中札内村	151	0	151	
	鹿部町	201	0	201	剣淵町	230	0	230	更別村	197	0	197	
	森町	256	0	256	下川町	234	0	234	大樹町	225	0	225	
	八雲町	240	0	240	美深町	258	0	258	広尾町	236	0	236	
長万部町	275	0	275	香威子府村	213	0	213	幕別町	301	31	332		
				中川町	201	0	201	池田町	214	0	214		
								豊頃町	189	0	189		
檜山支庁	江差町	208	0	208	留萌市	305	61	366	本別町	212	0	212	
	上ノ国町	180	0	180	増毛町	214	0	214	足寄町	222	0	222	
	厚沢部町	197	0	197	小平町	201	0	201	陸別町	167	0	167	
	乙部町	196	0	196	苫前町	173	0	173	浦幌町	223	0	223	
	奥尻町	232	0	232	苫前町	220	0	220					
	今金町	240	0	240	羽幌町	180	0	180	釧路市	322	89	411	
	せたな町	244	0	244	初山別村	180	0	180	釧路町	212	31	243	
					遠別町	189	0	189	厚岸町	248	31	279	
					天塩町	142	0	142	浜中町	199	0	199	
					幌延町	182	0	182	標茶町	202	31	233	
後志支庁	小樽市	490	374	864	稚内市	527	61	588	弟子屈町	240	31	271	
	島牧村	182	0	182	猿払村	180	0	180	鶴居村	163	0	163	
	寿都町	203	0	203	浜頓別町	243	0	243	白糠町	220	0	220	
	黒松内町	213	0	213	中頓別町	182	0	182					
	蘭越町	199	0	199	枝幸町	257	0	257	根室市	232	61	293	
	二七コ町	146	0	146	豊富町	213	0	213	別海町	210	0	210	
	真狩村	151	0	151	礼文町	219	0	219	中標津町	228	31	259	
	留寿都村	170	0	170	利尻町	180	0	180	標津町	294	0	294	
	喜茂別町	170	0	170	利尻富士町	198	0	198	羅臼町	190	0	190	
	京極町	178	0	178									
倶知安町	164	0	164										
共和町	189	0	189										
岩内町	182	0	182										
泊村	199	0	199										
空知支庁	神楽内村	197	0	197	北見市	471	64	535	空知中部広域連合	21	0	21	
	積丹町	180	0	180	網走市	293	61	354					
	古平町	195	0	195	紋別市	232	61	293					
	仁木町	150	0	150	美瑛町	253	31	284					
	余市町	202	31	233	津別町	197	0	197					
	赤井川村	182	0	182	斜里町	206	0	206					
					清里町	151	0	151					
					小清水町	168	0	168					
					馴子府町	189	0	189					
					置戸町	149	0	149					
夕張市	184	30	214	佐呂間町	189	0	189						
岩見沢市	204	61	265	遠軽町	219	31	250						
美瑛市	206	61	267	上湧別町	214	0	214						
虻川市	237	61	298	湧別町	212	0	212						
赤平市	188	61	249	滝上町	205	0	205						
三笠市	217	61	278	興部町	231	0	231						
滝川市	247	61	308	西興部村	167	0	167						
砂川市	218	61	279	雄武町	235	0	235						
歌志内市	202	30	232	大空町	196	0	196						
深川市	191	61	252										
南幌町	237	0	237										
奈井江町	195	0	195										
上砂川町	150	0	150	室蘭市	339	130	469						
由仁町	191	0	191	苫小牧市	302	130	432						
長沼町	192	31	223	登別市	572	61	633						
栗山町	233	0	233	伊達市	281	61	342						
月形町	182	0	182	豊浦町	199	0	199						
浦臼町	170	0	170	壮瞥町	203	0	203						
新十津川町	211	0	211	白老町	360	31	391						
妹背牛町	163	0	163	厚真町	212	0	212						
秩父別町	154	0	154	洞爺湖町	222	0	222						
雨竜町	148	0	148	安平町	187	0	187						
北竜町	171	0	171	むかわ町	246	0	246						
沼田町	175	0	175										
幌加内町	161	0	161										

注)「法定移譲」は移譲リストの移譲対象権限(第1~4区分)に限定したものの

関 連 年 表

平成16年9月	富良野市から道に「広域都市構想」の提案 (富良野圏域の全市町村と道の出先機関を統合し、新しい基礎自治体をつくる構想)
17年3月	「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」を策定(道) (政令市を上回る権限を移譲対象として設定)
11月	十勝圏において「十勝一市構想」が浮上 (十勝圏の全市町村が合併し中核市を目指す構想)
18年3月	「地域主権型社会のモデル構想案」を作成(道) (将来の基礎自治体の区域のイメージ案として二次医療圏を提示)
7月	「北海道市町村合併推進構想」を策定(道) (将来の基礎自治体の区域のイメージとして二次医療圏を位置づけ)
11月	西胆振圏の全市町長が将来的に一つになるべきとの認識で一致
19年6月	「地域主権型社会のモデル構想2007」を策定(道) (合併推進構想を受け、道州制の構想として二次医療圏を将来の基礎自治体の区域のイメージとして位置づけ)
11月	道州制特区提案検討委員会に関連提案として「広域中核市制度の創設」を提出(道) (二次医療圏と同じ区域の市が誕生した場合に、指定都市の規定を準用し、道機関の移管を伴う権限移譲を行う制度)

【医療法（昭和23年法律第205号）】

第三十条の四 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都道府県において達成すべき第四号及び第五号の事業の目標に関する事項

二 第四号及び第五号の事業に係る医療連携体制（医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制をいう。以下同じ。）に関する事項

三 医療連携体制における医療機能に関する情報の提供の推進に関する事項

四 生活習慣病その他の国民の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病として厚生労働省令で定めるものの治療又は予防に係る事業に関する事項

五 次に掲げる医療の確保に必要な事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に関する事項（八に掲げる医療については、その確保が必要な場合に限る。）

イ 救急医療

ロ 災害時における医療

ハ へき地の医療

ニ 周産期医療

ホ 小児医療（小児救急医療を含む。）

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、都道府県知事が当該都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療

六 居宅等における医療の確保に関する事項

七 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保に関する事項

八 医療の安全の確保に関する事項

九 地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項

十 主として病院の病床（次号に規定する病床並びに精神病床、感染症病床及び結核病床を除く。）及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項

十一 二以上の前号に規定する区域を併せた区域であつて、主として厚生労働省令で定める特殊な医療を提供する病院の療養病床又は一般病床であつて当該医療に係るものの整備を図るべき地域的単位としての区域の設定に関する事項

十二 療養病床及び一般病床に係る基準病床数、精神病床に係る基準病床数、感染症病床に係る基準病床数並びに結核病床に係る基準病床数に関する事項

十三 前各号に掲げるもののほか、医療提供体制の確保に関し必要な事項

3～12 （略）

将来の基礎自治体の姿

平成12年に地方分権一括法が施行されて以降、わが国では三位一体改革や市町村合併などをはじめ、地方分権の推進に向けた様々な取組が進められています。これらは地方分権を進める上での通過点であり、この流れをより確かなものにしていくためには、地方公共団体の自己決定・自己責任を基本理念とした、「地方自治の本旨」を確立していかななくてはなりません。

北海道では、地方分権が大幅に進展し、地域のことは地域で決めることができる社会を、地域主権型社会と呼んでいます。

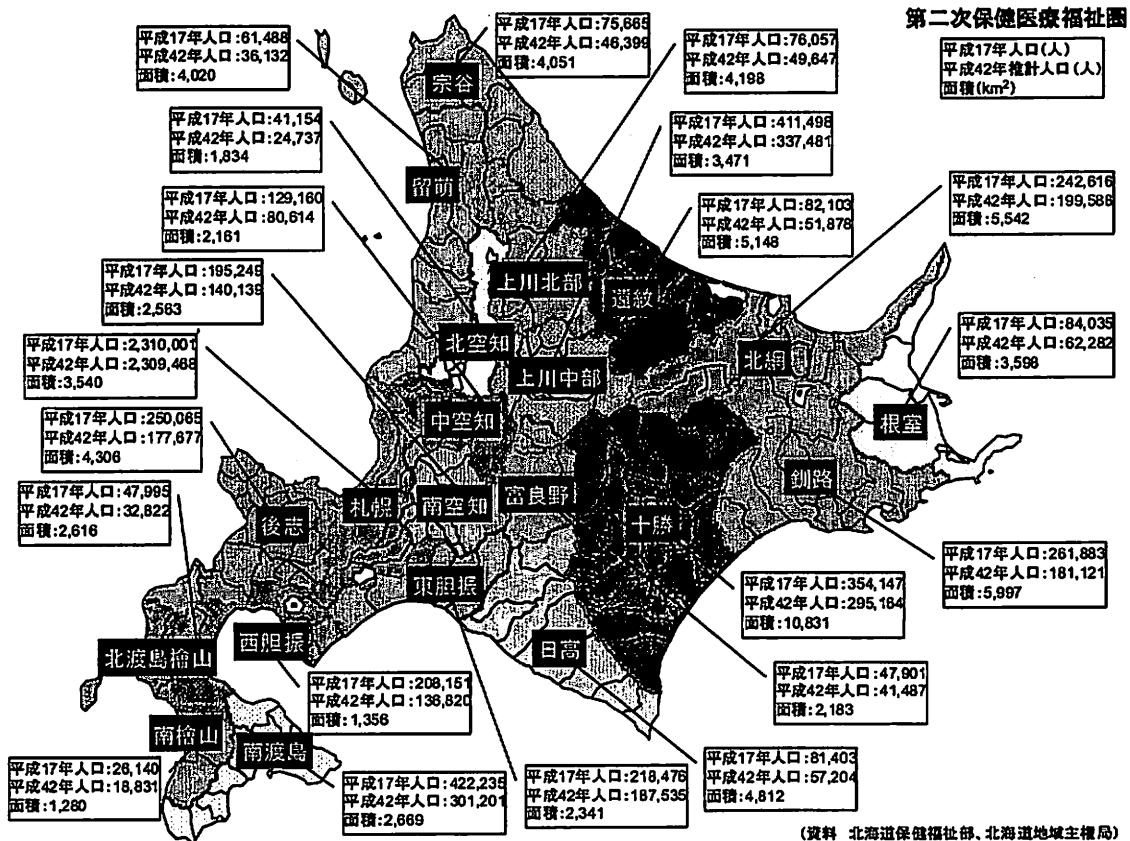
国は、国と地方の役割分担のあり方を含めた「この国のかたち」のあるべき姿の検討に着手しており、北海道では、「道州制の先行実施」として、道州制特区、道内分権、道州制北海道モデル事業など、地域主権型社会の実現に向けた道自らの取組を進めています。一方で、市町村合併や広域行政の取組は、市町村自らの主体的な取組です。これら全ての取組は、将来の地域主権型社会の実現を目指すという共通の理念に基づくものであり、国、道、市町村のそれぞれが、確かな第一歩を踏み出したところです。

地域主権型社会の下での基礎自治体は、地域の自己決定を実現するための十分な財源と人材を持ち、これらを機能的かつ効率的に活用できる組織体制を備え、現在よりも大幅に拡大された多様なサービスを提供することが求められます。これは、地域主権型社会の下での、将来の市町村の姿であり、自己決定と自己責任に基づき安定的な行政サービスを行うことができる、北海道における基礎自治体の理想の姿です。

このような将来の基礎自治体の具体的な人口規模を、前節で検討した規模の目安に基づいて判断すると、おおむね人口5万～10万人程度の規模となります。

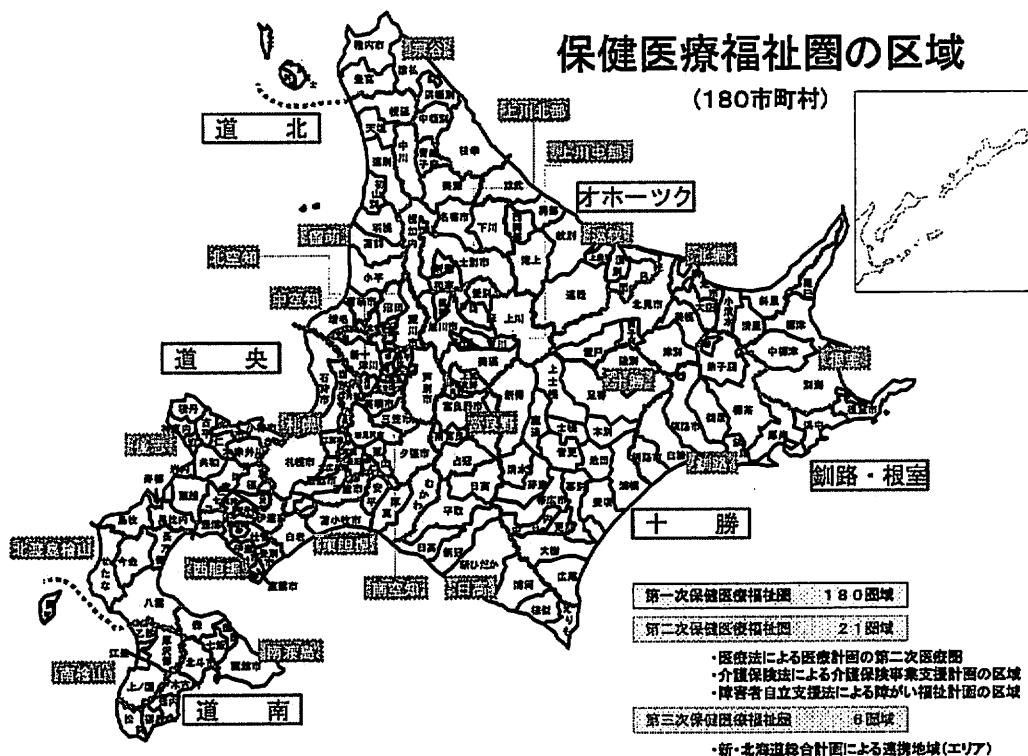
一方、北海道では全国を上回る速さで少子化・高齢化が進展し、今後は全国を上回る超高齢化社会の到来が予想されています。こうした北海道の将来を見据えた場合、これからの基礎自治体は、医療、保健、福祉といった地域に最も密着したサービスを総合的に担っていくことが想定されます。

北海道では、これらの分野において、比較的高度で専門性の高いサービスを提供し、おおむね保健医療福祉サービスの完結を目指す地域単位として、第2次保健医療福祉圏という圏域が既に存在しています。この圏域では、地域の住民がこれらのサービスを受けるために必要な医療機関や福祉施設、交通機関などの様々な地域資源が長い年月を経て蓄積され、地域に深く根付いた圏域を形成しています。将来の基礎自治体の区域としては、この「第2次保健医療福祉圏」が一つのイメージとして考えられるところです。



第四章 市町村合併に関する基本的な事項

【図表8：保健医療福祉圏の区域】



第三次	第二次	第一次
道南	南渡島	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町
	南檜山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町
	北渡島檜山	八雲町、長万部町、せたな町、今金町
道央	札幌	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村
	後志	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
	南空知	夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町
	中空知	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町
	北空知	深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町
	西胆振	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町
	東胆振	苫小牧市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町
	日高	日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、樺似町、えりも町
道北	上川中部	旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、幌加内町
	上川北部	士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町
	富良野	富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村
	留萌	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、幌延町
	宗谷	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町
オホーツク	北網	北見市、網走市、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町
	遠紋	紋別市、佐呂間町、遠軽町、上湧別町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
十勝	十勝	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
釧路・根室	釧路	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
	根室	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
16圏域	21圏域	80圏域

■ 二次保健医療福祉圏（道内 2 1 圏域）と関連づけられている主な施策等

- 保健医療福祉計画
- 保健所の配置（道内 3 1 箇所 医療計画で規定する医療圏や老人保健福祉計画で規定する福祉圏を参酌して配置）
- 地域センター病院（道内 2 5 箇所）
- ベッド数（二次医療圏ごとに算出したものが上限）
- 地域保健医療福祉推進協議会（圏域ごと 1 カ所）
（H 20 から「〇〇保健医療福祉圏域連携推進会議」になる予定）
- 高齢者保健福祉圏域連絡協議会（圏域ごと設置）
- 障がい福祉計画等圏域連絡協議会（圏域ごと設置）
- 介護保険法による介護保険事業支援計画の区域

■ 一部またはおおむね二次医療圏と一致する圏域に関連づけられている施策等

- 消防本部の広域化
二次医療圏を基本とした 2 1 の消防本部に改編
- 市町村圏組合
し尿処理施設、地域振興策の広域的展開等
- 期成会
陳情等の内容によって医療圏と重なる部分がある